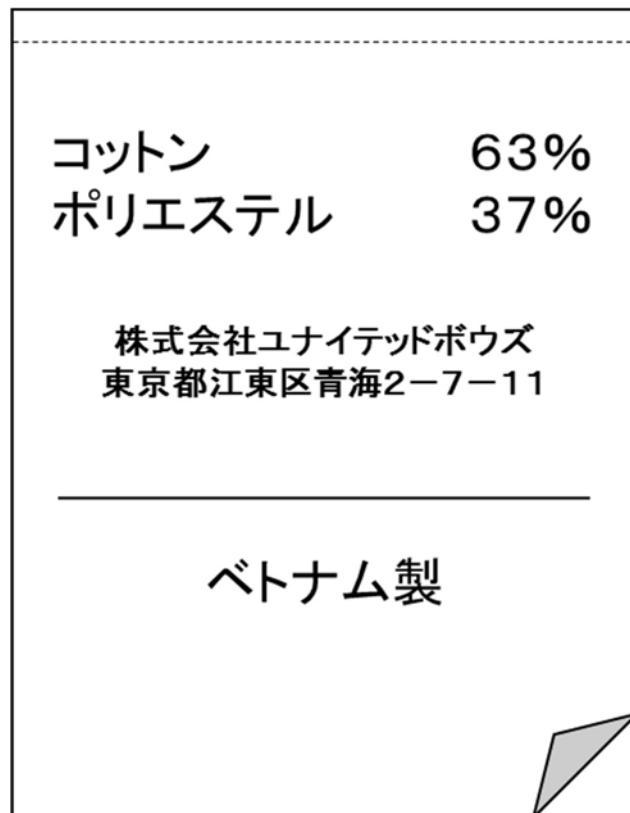


貨物	Tシャツ
概要	<p>ベトナムで製造されたTシャツの裾部分内側に、下記の表示がなされたタグが縫い付けられている。</p> <p>タグには、ベトナムには存在しない日本の会社名「株式会社ユナイテッドボウズ」及び国内の住所並びにベトナム製であることが記載されている。</p>
判定	原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。
誤認表示に該当しないと判断される理由	タグには、日本の会社名及び国内の住所が記載されており、これらは「貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称及び国名等」に該当するが、Tシャツがベトナム製であることが明記されており、原産地の誤認を生じさせる表示には該当しない。



通達該当箇所	関税法基本通達 71-3-3(1)ただし書
--------	-----------------------